

議案第 号

宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
宝塚市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第3項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第2項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

宝固審第 19 号
令和8年1月20日
(2026年)

宝塚市固定資産評価審査委員会
委員 各位

宝塚市固定資産評価審査委員会
委員長 模 泰吉

固定資産評価審査委員会（書面会議）の結果について（通知）

令和8年1月7日付宝固審第18号にて通知しました標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 各委員の意見
なし
- 2 条例改正
原案のとおり改正するため、市へ依頼を行う
- 3 その他
今後の手続きについては、委員長及び事務局にて対応します。